

法教育推進協議会

第53回会議 議事録

第1 日 時 令和6年10月11日（金） 自 午後3時00分
至 午後4時13分

第2 場 所 法務省14階共用会議室

第3 議 題 （1）各種報告
ア 「こども霞が関見学デー」における取組について
イ 学生向け法教育セミナーの開催について
ウ 令和5年度における法教育授業等の実施件数について
エ 「こども・若者意見反映推進事業」における取組について
（2）高校生向けデジタル教材企画検討部会の活動状況について

太田座長 予定の時刻となりましたので、第53回法教育推進協議会を開会させていただきます。

まだお見えになっていない方が数名いらっしゃいますが、開始いたします。

オンラインで御出席の方は、カメラをオンにしてください。

本日は、皆様御多忙のところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

まず初めに、事務局から本日の発言方法について御説明お願いいたします。

奥村大臣官房付 事務局の奥村でございます。それでは、本日の発言方法について御説明させていただきます。まず、法務省会場に御参集の皆様におかれましては、御発言をされる際は挙手をお願いいたします。オンラインにより御出席されている皆様におかれましては、パソコン上の挙手ボタンを押していただくか、画面上で見えるように手を挙げるなど、御発言の意思表示をしていただきますよう、お願い申し上げます。挙手を確認しましたら、太田座長の方からお名前をお呼びしますので、お名前を呼ばれましたら御発言をお願いいたします。なお、発言者を明確にするため、御発言の最初にお名前をおっしゃった後に御発言いただきますようお願い申し上げます。発言方法の説明は以上でございます。

太田座長 ありがとうございます。

続きまして、議事に先立ち、法務省大臣官房司法法制部の松井部長から委員の皆様へ御挨拶がございます。よろしくお願いいたします。

松井司法法制部長 ただいま御紹介いただきました司法法制部長の松井でございます。本年7月22日付で部長を拝命いたしました。協議会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、御多忙にもかかわらず、御出席いただき誠にありがとうございます。また、日頃より法教育の推進に御尽力いただき、重ねて御礼を申し上げます。

本協議会では、法律や教育の専門家を始めとする各界の有識者に御参加いただき、大局的な観点から法教育を推進するための大きな方向性を示していただけてきました。近年、成年年齢や裁判員対象年齢の引下げといった法や司法制度に関わる社会の変化を受けて、特に若年者に対する法教育の重要性はますます高まっております。また、法教育の充実強化に向けては、学校現場におけるICT化の進行など、学習環境が大きく変化していることを踏まえた上で、デジタル技術の活用も含めた学校現場のニーズに沿った検討が必要不可欠でございます。法務省としては、このような社会の変化に対応し、法教育の一層の充実を図るため、今後も必要な取組を積極的に進めてまいりますので、引き続き、委員の皆様の御指導を頂ければ幸いです。

本日も、委員の皆様から忌憚のない御意見を頂きたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。

太田座長 ありがとうございました。

続きまして、前回会議後、委員に変更がございました。荒川委員、民野委員、富永委員、長田委員の4名が御退任され、新たに日本弁護士連合会市民のための法教育委員会事務局次長の張江亜希委員、最高検察庁検事の伊吹栄治委員、東京都教育庁指導部主任指導主事の斎

藤圭祐委員、最高裁判所事務総局総務局第一課長の吉岡大地委員の4名に御就任いただいております。

資料1の名簿の順に、できましたら自己紹介をお願いしたいと思います。また、事務局も異動により変更がございましたので、自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、まず、事務局の方からお願いいたします。

松井司法法制部長 改めまして、私、司法法制部長の松井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

早渕司法法制課長 司法法制課長の早渕でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

江原司法法制部付 司法法制部付に着任いたしました江原と申します。よろしくお願い申し上げます。

高橋企画調査官 企画調査官、高橋と申します。よろしくお願い申し上げます。

太田座長 よろしくお願いします。

続きまして、資料1の名簿順で、伊吹委員、斎藤委員、張江委員、吉岡委員の順番で自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、伊吹委員からお願いいたします。

伊吹委員 最高検察庁検事の伊吹と申します。よろしくお願い申し上げます。

太田座長 よろしくお願いします。

斎藤委員、お願いいたします。

斎藤委員 東京都教育庁指導部主任指導主事の斎藤圭祐と申します。よろしくお願い申し上げます。

太田座長 よろしくお願いします。

張江委員、お願いいたします。

張江委員 日本弁護士連合会市民のための法教育委員会の、すみません、今事務局長をしております張江と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

太田座長 よろしくお願いいたします。

吉岡委員、お願いいたします。

吉岡委員 最高裁判所事務総局総務局の吉岡と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

太田座長 よろしくお願いします。

ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思います。

お手元の議事次第を御覧ください。

本日は、大きく分けて二つ議題がございます。事務局等からの各種報告及び質疑応答が一つ目で、二つ目が、高校生向けデジタル教材企画検討部会の活動状況の報告、この二つを予定しております。

配布資料は、議事次第に記載のとおりでございます。

資料の内容については、各議題の説明時に事務局から併せて説明していただきます。

お手元の資料に不足等がございましたら、事務局までお声かけください。大丈夫でしょうか。

なお、本日の配布資料及び議事の内容につきましては、従前と同様、法務省のホームページにおいて公開させていただく予定でございます。

それでは、最初の議題に入ります。一つ目の議題は、事務局等からの各種報告です。本日

は4点報告事項がございます。まず、「こども霞が関見学デー」における取組について、事務局から報告をお願いいたします。

江原司法法制部付 事務局の江原でございます。

こども霞が関見学デーにおける法教育のイベントプログラムの実施について報告差し上げます。

こども霞が関見学デーは、霞が関に所在します各省庁等が連携し、所管の業務説明や関連業務の展示などを行うことにより、夏休み期間中に子供たちに広く社会を知ってもらうこと、そして、政府の施策に対する理解を深めてもらうこと、活動参加を通じて親子の触れ合いを深めてもらうことを目的とした取組です。法務省においては、本年の8月7日の水曜日と8日の木曜日に法務省の建物や敷地を一部開放する形で開催し、好天にも恵まれ、合計1,900名を超える方々に御来場いただきました。私ども司法法制部の職員においては、法教育を所管する部署として、刑事模擬裁判のプログラムを2日間で2回実施し、子供と同伴者を合わせて計約110名を超える方が参加しました。

事案は強盗致傷被告事件で、内容は、令和5年の3月に作成しました「もぎさい」教材をベースにしたものです。被告人は道路上を歩いていた被害者に対し、被害者が肩にかけていたショルダーバッグを引っ張って転倒させるなどの暴行を加えて、千円札5枚入りの茶封筒が入ったショルダーバッグを奪い取り、被害者に傷害を負わせたとして起訴されましたが、被告人と弁護人は、証拠からは被告人が犯人であることは証明できないと主張して争っているというケースです。裁判官、検察官、弁護士役を法務省職員が務め、このうち弁護士役は、私、江原が担当させていただきました。当日御来場いただいた子供たちには、裁判官の立場になって、裁判官役の法務省職員と一緒に協議を行ってもらい、時間が足りなくなるほど活発に意見が出されました。また、同伴者である保護者の方も交えた質疑応答なども行い、盛況のうちに終えることができ、たくさんの方々に刑事模擬裁判や法的な考え方を学んでいた場とすることができたものと考えております。

また、模擬裁判のプログラム以外には、「集合！みんなは知ってる？法務省のおともだち」と題したプログラムにおいて、法教育マスコットキャラクターであるハウリス君の着ぐるみがほかの法務省のキャラクターと一緒に登場し、来場者の皆様からの写真撮影のリクエストに応じるなど、知名度の上昇を図るため、精力的に動き回りました。

事務局からの報告は以上です。

太田座長 ありがとうございます。

ただいまの御報告について、御質問等がある方は挙手をお願いいたします。

野澤委員、どうぞ。

野澤委員 立教大学の野澤でございます。

この模擬裁判、こちらで作った教材を使われて、大変好評だったようでございます。とてもよかったと思いますが、ちょっと記載が分からないのは、8月2日と5日と、これは2日間同じ人たちが来て、続けてやられたわけですかね。

江原司法法制部付 事務局から回答させていただきます。

これは、2日間はそれぞれ別の方々に参加していただいております。ただ、題材は同じものを使用しました。

野澤委員 これだと、1日目は何か尋問等の準備をします、2日目は、模擬法廷で実際にやっ

てみますという感じで、そうすると、何かこう1日目は準備のために使って、2日目はこう何か実際の模擬裁判というふうになったのかなというふうに読んだので、そういうわけではない。

江原司法法制部付 そうですね、今見ていただいて…。

野澤委員 この刑事司法探求プログラムという…。

江原司法法制部付 それはまた別のものになっています。すみません、申し訳ないです。ちょっと今回のこども霞が関見学デーについては、フライヤー等を作成しておりませんで、申し訳ありません、ちょっと分かりにくくて申し訳ありません。

野澤委員 どうも失礼しました。分かりました。

太田座長 よろしいでしょうか。ほかに御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。どうもありがとうございます。

次に、学生向け法教育セミナーの開催について、事務局から報告をお願いいたします。

江原司法法制部付 続けて、事務局の江原から御報告させていただきます。

学生向け法教育セミナーの実施について報告いたします。

こちらは資料2-1を御覧ください。

本年8月22日の木曜日と23日の金曜日、法務省において学生向けの法教育セミナーを開催いたしました。セミナーの概要は資料に記載のとおりでございます。

令和元年度に初めて開催いたしました法教育セミナーは、令和2年度を除き、今年で5回目を迎えました。これまでは法教育の意義や授業における具体的な実践方法を習得してもらうことを目的に教員向けとして実施しておりましたが、本年度は教職課程にある大学生を主な参加対象者として、学校と法との関わりをテーマに開催いたしました。2日間にわたる会場参加と後日のオンデマンド配信によるハイブリッド形式として開催し、総申込者数は213名で、非常に多くの学生に興味を持っていただき、御参加いただくことができました。

本年度のセミナーでは、先ほども述べたように、教職課程にある大学生を主な参加対象者とし、学校における法的なものの考え方などについて法曹や教員を交えて検討することを通じて、教員になる前の段階から法教育の必要性に対する意識の涵養を図るとともに、法曹とつながる機会を設けることで、法曹をより身近に感じてもらうことを目的としました。

当日の各プログラムについて、内容を簡単に御紹介いたします。

本年度のセミナーは、第1部としての基調講演、第2部として模擬裁判、第3部としてクロストーク、意見交換会の3部構成で実施しました。まず、第1部では、8月22日にお茶の水女子大学附属中学校教諭であります部会会員として中学生向け保育教材の作成にも携わっていただいたことのある寺本誠先生と、法律実務家として神奈川県弁護士会所属弁護士であります須藤公太弁護士から、8月23日には、本協議会員である小貫委員と須藤弁護士からそれぞれ基調講演を頂きました。

寺本先生の御講演では、「学校における法教育の意義—中学校における授業実践を通して—」をテーマに、実際に中学校の現場で法教育授業を実践されたときの様子や、その際の生徒から出た意見などを踏まえて、法教育実践の意義などについて、現役教員としての観点からお話ししていただきました。

須藤弁護士の御講演では、弁護士から見た法と学校との関わりをテーマに、法というものについて余り勉強したことのない学生に向け、そもそも法とは何か、法が法であるための要

素とは何かといった話から、実際の学校現場で法が関わってくる場面などについて、法律実務家としての観点からお話を頂きました。

小貫委員の御講演では、学校における法教育の理論と実践をテーマに、高校生に対する法意識調査の結果と分析、問題解決的な法教育実践のための観点などについて、教育学者としての観点からお話を頂きました。

第2部の模擬裁判では、東京地方裁判所の実際の法廷を使用して、裁判官、検察官、弁護士を法律実務家が実演しながら模擬裁判を行いました。裁判官、検察官は当部部付が演じ、弁護士は須藤弁護士に実演していただきました。模擬裁判の後、幾つかのポイントについて参加者にグループで検討していただき、検討結果を発表していただくグループワークを行っています。初対面の参加者が多い中、グループ内で活発な意見交換が行われていました。

最後に、第3部では、小中高の現役教員と法曹によるクロストークを実施しました。クロストークでは、学校現場で法教育や模擬裁判を扱う意義課題や学校現場で教員が関わる法的問題をテーマに、登壇者それぞれの立場から御経験などを踏まえてお話しいただきました。クロストーク終了後の質疑応答では、参加者から多数の質問があったほか、興味のある方向けに用意した冊子教材が全てなくなるなど、参加者の高い意欲が感じられました。

本セミナー終了後、会場参加者からは、法曹の方と現役教員の生の声が聞けてよかった、教員の立場においても、学校づくりや著作物などの生徒の活動といったように、身近に法があるということが分かりました。また、模擬裁判については、裁判官、弁護士、検察官、被告人、それぞれの意見や弁論がとても臨場感があり、迫力もありました。物事の多面性を多角的に見て、自分の考えや相手の意見を聞き、話し合うことで、活発な議論ができると思いました。裁判がどのように行われるのか学びになったし、今日出会った人と話す中でも、自分になかった視点に触れることができ面白かったといった感想を頂きました。

本セミナーは、法教育の普及推進に資する大変有意義な機会となりましたが、このように盛況のうちにセミナーを終えることができましたのも、小貫委員、窪委員を始め、素晴らしい御講演、御発言を頂いた登壇者の方々、セミナーを御講演、御支援いただいた関係機関、各委員の皆様方のおかげでございます。この場をお借りして改めてお礼申し上げます。お力添えいただきまして誠にありがとうございました。

なお、今回のセミナーの開催結果につきましては、後日、法務省ホームページに報告書を掲載予定ですので、御参照いただければと思います。

以上のとおり、本年度の法教育セミナーは、主な参加対象者を教職課程にある大学生として実施し、御好評いただけたものと考えておりますところ、今後更なる法教育の普及につながる本セミナーの開催方法や参加対象者などに関して、何か御意見がありましたら承りたいと思います。この後、別のプログラムについての御報告もありますので、まとめて後で御質問等を頂きたいと思っておりますので、次の御報告をちょっと先にさせていただきます。

続いて、参考までにはなりますが、当省が共催して実施したイベントとして、中高生対象の刑事司法探求プログラムを御紹介いたします。

資料2-2を御覧ください。

本年は、8月1日の木曜日から5日の月曜日にかけて、法務省や国士舘大学において開催されました。同イベントの概要は資料に記載のとおりでございます。

当省は、主に8月1日の刑事司法セミナー等のプログラムに参加して、同日のプログラム

は捜査、裁判を実際に見聞きし、各分野の実務家によるリアル解説によって刑事司法手続を学んだ上で、刑事司法を担う実務家と直接対話することにより、司法に対する興味関心を高め、それぞれの役割を知ってもらうとともに、職業としてのやりがいを感じてもらうことを目的として開催されました。

当日は、会場を当省を中心として、東京地方裁判所での裁判傍聴、東京地方検察庁の施設見学、模擬取調べの見学、実務家による事件発生、検察段階から保護矯正までの流れのリレー解説、実務家との座談会が実施され、リレー解説や座談会には、裁判官及び検察官出身の当部の職員が実務家として参加させていただきました。

事務局からの報告は以上になります。ありがとうございました。

太田座長 どうもありがとうございました。

ただいまの御報告について、御質問、御意見等がございましたら、挙手でお知らせいただきたいと思います。

野澤委員、どうぞ。

野澤委員 立教大学の野澤でございます。

最初の方の学生向け法教育セミナー、今回、教職課程の大学生ということで、これは将来教員になる方もいらっしゃるから、大変いい試みだと思うんですけども、それでたくさんの方が参加されたようですが、教職課程というと、しかしいろんな学部の学生さんが多分いらっしゃると思うので、もし分かれればですけども、大体法学部以外の方がどのくらいの割合で興味を持って参加されたのかというのを、もし分かれれば教えていただければと思います。

江原司法法制部付 事務局から回答させていただきます。

割合の方を集計しているわけではないのですが、法学部以外ですと、国際学部ですとか、教養学部、あとは栄養学部、理工学部、科学部といったちょっと幅広い層の学生さんに参加していただいております、やはり一番多いのは教育学部の学生さんだったのですが、あとは結構ばらばらの学生さんが参加していただきました。

以上になります。

野澤委員 ありがとうございます。

太田座長 よろしいでしょうか。

野澤委員 次いでですが、この213名が、申込み当初ですけども、参加者は何人だったか分かるのですか。

江原司法法制部付 御回答いたします。少々お待ちください。

法教育セミナーは、実際の会場参加者総数が57名、8月22日が実際に会場まで来ていただいたのが24名、23日が33名、オンデマンド配信のみの参加登録者が141名になっております。

太田座長 どうもありがとうございました。

大山委員、お願いいたします。

大山委員 東海大学菅生高等学校の大山です。

最初の方の教職課程の学生が参加したもののアンケート結果なんですけど、その中で、学校づくりに法教育が役に立つというお話があったかと思うんですけども、どういうふうに関に立つという、何か具体的なアンケートの回答の仕方だったんですかね。単に学校づくりに役立つ的な言い方だったのでしょうか。ちょっと詳しく分かれれば教えていただきたいのです。

が。

江原司法法制部付 こちらも事務局から回答いたします。

学校でのルールづくりという視点でというようなアンケートの回答だったんですが、これはもう少しちょっと補足させていただきますと、最初の基調講演から、特に須藤弁護士から講演いただいた内容の中に、法の考え方、ルールの作り方というのは、学校でのルールの作り方にもつながっているところがあるという講演を頂いておりまして、恐らくそこも踏まえてルールづくりという視点からも参考になったというようなアンケート結果だったのではないかと思います。

以上です。

大山委員 了解しました。ありがとうございます。

太田座長 ほかに質問や御意見ございますでしょうか。

長戸委員、どうぞ。

長戸委員 産経新聞の長戸と申します。よろしくお願いいたします。

今説明いただいた刑事司法探求プログラムというのは、これは非常に何か面白い試みだなと思ひまして、特に人気がある模擬裁判だけでなく、この模擬取調べというのがあったということで、これについてももう少しどういう状況で行われて、例えばどの場所でどんなふうにと、これを詳しく伺いたい。

江原司法法制部付 事務局から回答いたします。

大変申し訳ございません。模擬取調べに関しましては、司法法制部ではなく、刑事局所管になっておりまして、当日どのように具体的に行われたのか等の詳細は、こちらでちょっと把握できておりません。申し訳ありません。

太田座長 よろしいでしょうか。では、もう少し質問がございましたら…。

長戸委員 そうですね、刑事局の方でということだったので、ただ、刑事局がこの模擬取調べ、このセミナーで協力したというのは、初めてなのでしょうか。こういう法教育に関する。

太田座長 御返答がありましたらお願いします。

奥村大臣官房付 奥村の方から補足して御説明させていただきます。

これは初めてではなくて、昨年も同様に模擬取調べをやっていると承知しております。題材としては、私も聞いた範囲ですけれども、犯人性を否認している事案で、職員が被疑者役で、検察官役が刑事局の職員が出て、取調べを架空というか、事実の題材を基にやるという、そういった内容と伺っております。

太田座長 よろしいでしょうか。

長戸委員 分かりました。

太田座長 ほかにいかがでしょうか。

高橋（文）委員 司法書士会の高橋です。

学生向け法教育セミナー、私も参加させていただいて、最後のクロストークのところでかなりの学生さんから質問が出ていて、これから教壇に立つということで、かなり学校の中で起きているいじめ問題に関心が高いという質問が多くありました。法教育としても、いじめ予防のための向き合い方とか、そういったテーマももうちょっとお伝えしていただければなと思った次第です。感想です。

太田座長 もし事務局でリアクションがございましたら。

江原司法法制部付 今後の参考とさせていただきます。ありがとうございます。

太田座長 ほかに御意見や質問、ございますでしょうか。

どうもありがとうございました。

では、次に進みたいと思います。

令和5年度における法教育授業等の実施件数について、でございます。

当協議会におきましては、参加いただいております各機関、団体における法教育授業等の1年間の取組状況を報告していただき、情報共有を図っているところでございますが、集計のタイミングが各機関、団体ごとに異なるということで、今回の会議では、事務局から法務省における取組状況、吉岡委員からは最高裁判所における取組状況、高橋文郎委員からは日本司法書士会連合会における取組状況を、それぞれ御報告いただきたいと思います。

まず、事務局からお願いいたします。

加藤司法法制部付 事務局の加藤でございます。

令和5年度における法教育授業等の実施件数について報告いたします。

資料3-1を御覧ください。

法務省では、法教育を普及推進するための取組としまして、学校や各種団体からの要請に応じまして、法務省職員等を講師として派遣する出前授業を実施しておるところでございます。令和5年度における実施状況をまとめたものが、資料3-1でございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等によりまして、令和2年度には参加人数及び実施件数が令和元年度の約3分の1にまで減少したものの、令和4年度にはコロナ禍前の水準まで回復しまして、令和5年度においては、参加人数が23万5,987人、実施件数が5,319回と、いずれも過去最高となっております。

この結果については、複合的な要因によるものと考えられまして、成年年齢、裁判員年齢の引下げですとか、相続登記の義務化といった制度的な改正、それからオンライン授業の拡大、あと、令和5年5月における新型コロナウイルス感染症の5類移行といった生活環境の変化などの影響が推測されるところでございます。

法務省においては、令和5年3月に刑事裁判手続を模擬的に体験できる視聴覚教材、「もぎざい」法教育教材を作成しまして、法務省ホームページにおいて公開するなど、授業において活用しやすい効果的な教材の作成を継続して行っておりますほか、出前授業についても、X、旧ツイッターでございますが、これによる授業風景の発信など、広報を強化しているところでございます。

今後もオンラインによる実施拡大を含め、学校現場等への働きかけを推進してまいりたいと考えております。

事務局からは以上になります。

太田座長 ありがとうございました。

では、次に、吉岡委員から御報告をお願いいたします。

吉岡委員 最高裁判所の吉岡でございます。

私からは、裁判所で行っております法教育に関する取組の状況を御報告をいたします。

裁判所では、法務省と同様ですけれども、例えば、裁判官等の派遣をして出前講義をやっていたり、模擬で手続を体験していただいたりしており、このうち、裁判員制度広報のための出前講義の実施状況につきましては、資料3-2の1で書かせていただいておりますとおりで

す。令和元年の頃は、件数として300件余り、参加者は2万5,000人弱という状況で、その後、コロナの影響で減りましたが、令和4年度、令和5年度は、実施件数が110件から20件の間、参加人数で9,000人前後ということになっております。

資料の二つ目には、小学生から大学院生までを含む学生の最高裁見学の数を書かせていただいています。変動は同様でして、コロナの影響はありますけれども、令和5年が1万6,000人程度ということになっております。令和元年度が多いのがなぜかということなんですけれども、明確な理由がはっきり分かるわけではございませんが、ちょうど裁判員制度が10周年というタイミングでして、この手の講義の依頼とか、見学の希望者が多かったところでは考えております。それから、最高裁の見学の人数が1万6,000名程度ということですが、この内訳は、小学生が圧倒的多数を占めており、中学生、高校生、大学生といくに従って人数としては少なくなるという状況でございます。

御報告は以上です。

太田座長 ありがとうございます。

続きまして、高橋文郎委員から御報告をお願いいたします。

高橋（文）委員 資料3-3になります。

司法書士会、全国司法書士会を取りまとめている日本司法書士会連合会からの報告ですが、事業年度は4月から3月になりますので、前年度の集計の内容になります。司法書士会の法教育事業は、様々な対象に行っていますけれども、実施した、実施しなかったということで、50会のうち40会の司法書士会が実施したということになります。全国に50の司法書士会がありますので、全てに回答をしてもらいました。

後ろの方に、設問3の（1）で、実施しなかった理由というところで、予算がない、人員不足というところが出てきていますけれども、どうしても、例えば北海道の旭川、函館とか、小さい会によっては非常に確かに人員が不足しているので、なかなか実施できないということもありまして、そういうところについては、日本司法書士会連合会で委員会を設けていますので、バックアップをして、できるだけ協力をしながらやってもらうようには働きかけられているところであります。

設問2の1のところを対象であります。前々年度からの比較で見えていきますと、高校は非常に相変わらず多いんですが、児童養護施設における開催が徐々に増えているというところでもあります。これはこども家庭庁等とも関係してくるかもしれませんが、児童養護施設を卒業して社会に出たときに、いろんな知識がないままにいろんなトラブルに巻き込まれるということもあると認識をしておりますので、そういったことを予防するためのものということでもあります。高校が多いというのは、そもそも司法書士会のこの法教育のスタートが、いわゆる消費者教育であり、かなり前になりますけれども、いわゆるサラ金パニックとか、そういった時代に対症療法的な教育ではなくて予防司法の視点から入ろうということで高校生を対象にしたことが始まりですので、そこはメインになってくるということになっているところであります。

めくっていただいて、実施形態はやはり講義が多いのですが、ただ、一方的な講義ではなくて、講義の中で学生さんに問いかけたりやり取りをするということが多いかと思います。あとは、学校の先生と一緒に交えて寸劇であったりDVDだったりというような、いろいろ各会で工夫をしながら実施をしているということになります。

それから、事前研修は特にはないところがありますけれども、各司法書士会でそれなりにマニュアル等を作って、先輩司法書士から後輩司法書士に伝えながら、現場と一緒にいきながら覚えるというような形が多いかと思います。あとは、広報のために教育委員会であったり、消費者生活センターとの協力関係は引き続きやっていくというようなところでありますので、司法書士会とすると、いわゆる社会貢献活動、社会貢献事業、プロボノ活動の入り口だという認識でこの法教育に取り組んでいますので、できるだけ若い司法書士が現場に行くような形でこの取組を進めているところです。

以上です。

太田座長 どうもありがとうございました。

以上の御報告につきまして、御質問、御意見等がございます方は挙手をお願いいたします。

高橋委員、どうぞ。

高橋（文）委員 司法書士会の高橋です。

裁判所の取組なんですが、例えば、調停制度を広報するための模擬調停であったり、そういった取組というのはなさっているのか、若しくは今後なさる予定があるのか、お聞きしたいんですけれども。

吉岡委員 調停は、もうしばらく前に調停百周年というのがありましたけれども、そういう際に一般的な広報自体はやらせていただいているかと思います。模擬で体験したりということは、各御要望に応じて対応した例もありますので、こういったことは引き続き御相談とか御要望を踏まえて対応していきたいというふうには思っております。

高橋（文）委員 ありがとうございます。

太田座長 よろしいでしょうか。

張江委員、お願いいたします。

張江委員 日本弁護士連合会の張江です。

法務省に御質問させてください。この実施件数の中には、法テラスで実施しているものも含まれているのでしょうかという点と、あともう一点、内訳としては、小中校大学専門学校などあると思うんですが、どこが一番多かったのかを教えていただけると有り難いです。お願いいたします。

太田座長 よろしくをお願いいたします。

江原司法法制部付 最初の点から、事務局から回答させていただきます。

法テラス実施分については、当省の計上の中には入っておりません。

2点目なんですけれども、すみません、内訳については集計しておらず、こちらでは把握していないものになります。

以上になります。

太田座長 よろしいでしょうか。

張江委員 ありがとうございます。

太田座長 あと、比嘉委員、お願いいたします。

比嘉委員 お世話になっております。

先ほどの法教育の出前授業の件なんですけれども、こちらの方、実際に人が学校の方に行っていく授業だったのか、オンラインが併用されるようになって件数が増えたということをお聞きしたので、丸々オンラインでやる出前授業みたいなのをやっているのかという、ちょ

っとその辺あたりを詳しくお聞きしたいと思いました。

以上です。

太田座長 よろしくをお願いします。

江原司法法制部付 事務局から御回答させていただきます。

オンラインの点なんですけれども、丸々オンラインでやっているというものについては、現時点では行っておりません。基本的にはこちらから出向いて、会場、学校と、あとは民間の集まりだったりもするんですけれども、そういったところにこちらから出向いて講義をさせていただくというものになっております。

太田座長 よろしいでしょうか。

比嘉委員 ありがとうございます。

太田座長 斎藤圭祐委員、どうぞ。

斎藤委員 東京都教育庁指導部の斎藤と申します。

それぞれみんなに共通するところだと思うんですけれども、いわゆる学校への出前授業ということになりますと、私、学校の正に教育課程を管轄する部署におりますので、学校はいわゆる通常の、例えば学習指導要領に定められている内容を、各学校では当然各教科の授業等で実施をしているわけなんですけれども、それを例えば法教育に関する出前授業でゲストティーチャーの方に来ていただくというときには、それを具体的に、あるいは発展的な形でより子供たちに深めていただくような出前授業になっているのではないかなというふうに思っています。恐らくは、最高裁判所への見学というのも社会科見学の一環として、例えば、小学校6年生の公民的な内容の授業と関連付けながら、例えば国会であるとか、裁判所と一緒に見学をするというのが一般的な小学校の社会科見学のケースになっています。

そういったことから考えると、各学校は今正に学校の働き方改革というのが言われて、非常に多く言われていますけれども、地域の方、また外部の方をいかに活用してよりよい教育活動をしようかということを考えております。そういった形でこういったバックアップをしていただくということは大変有り難いことですし、各学校のニーズに応じて出前授業を開いていただく、また、社会科見学ができるように、こうやって見学の場を設けていただくということは大変有り難いと思っておりますので、引き続き、学校教育の充実に向けて御協力を頂ければという意見でございます。

以上でございます。

太田座長 御意見ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

野澤委員、どうぞ。

野澤委員 立教大学の野澤でございます。

最高裁判所の見学者数、大変増えてきて、最高裁、見るとみんな感激すると思うんですよ。それで、すごくいいことだと思うんですけれども、今の最高裁の前の最高裁という、1974年より前にあった最高裁、もう建物もなくなっちゃったんですけれども、大変昔の最高裁は立派な建物、法務省と同じようなああいいう建物があったわけで、最高裁の中に、現在模型がぽつと置いてあるんですけれども、せっかく何か見学者が行くんだから、何かその説明、昔はこんな感じだったという、何かパネルとか、何かそういうのがあると、より子供たちとか学生さん、別に見学がメインじゃないので、大変申し訳ないんですけれども、何かそうい

う昔の最高裁の写真とか、何かそういうものがあって、ちょっと説明があるとよりよいかなというふうに思っています。

以上です。

太田座長 もし何かリアクションがございましたらお願いします。

吉岡委員 御要望があったということで承りたいと思いますが、現在の最高裁の見学といいますと、例えば夏休みに子供を対象にしたりして、中の手続とか、現状だけ見ていただけても、皆さんそうなんだという反応をいただいています。今、言及いただいたのは、ホールのところにある模型のことだと思いますけれども、来られた方には、見学の中身によっては、そういう模型も御覧いただいたりしています。

あと、ちょっとこれは件数を取り切れないんですけれども、それぞれの裁判所で模擬裁判や調停をやってみたり、意見交換をしたり、実際の裁判を見ていただくことをやっていますので、ニーズに応じて、先ほど東京都からも頂いたお話と共通するかと思いますけれども、こちらの方でもいろいろ考えていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

太田座長 よろしいでしょうか。

関連して僕の方からも、最高裁判所にお聞きしたいと思います。去年、シンガポールの最高裁判所を見たのですが、そこではバーチャルリアリティを使って外部からでも、あたかも法廷をめぐるとか、審理の模様を見るとか、仮想体験ができるようになっておりました。日本の最高裁判所でも、物理的に隼町の最高裁判所の建物に行かなくても、かなりの実体験的なことができるようになっているのでしょうか。日本の場合もシンガポール最高裁判所のような広報の方向もあり得るかなと思いますのでお尋ねします。もう既に導入されているかもしれませんが。

吉岡委員 現状では多分そういったものは御提供できていないのではないかと思います。御承知のとおり、シンガポールは裁判手続等を始めとしてデジタル化が非常に進んでおりまして、諸外国もそういう対応をしていっていると思いますので、日本の裁判所も、例えば広報の在り方もそうですし、法教育への協力の仕方についてもこれからの検討課題かなと思っておりますので、参考にさせていただきます。

太田座長 ありがとうございます。

ほかに質問や御意見はいかがでしょうか。

大山委員、お願いいたします。

大山委員 すみません、東海大の大山です。

すみません、法曹界の皆様がいっぱい集まっているのでちょっとお伺いしたいんですが、法教育の新しい試みかなと思ったんですけれども、NHKだったかな、1週間前ぐらいに、裁判員経験者の話を聞いて質疑応答したり意見交換したりする会というのが開かれたというのがあって、非常に興味深く拝見したんですけれども、あれはどこが主催しているかは、お分かりの方はいらっしゃいますか。

太田座長 長戸委員、もし御存じでしたらお願いします。

長戸委員 すみません、産経新聞の長戸です。

本来私がお答えするものではなくて、最高裁の方が適任ではないかと思うんですが、取材を私させてもらったことはあるので、幾つかのグループがあるんですよね、裁判員経験者ネットワークとか、大学の先生が、何ですか、事務局みたいなのをやられていたりとか、幾つ

かありまして、裁判員経験者のみに絞って意見交換会をするグループというか、自主勉強会のようなものが、多分私把握しているだけで四つか五つぐらいはあるんですね。シンポジウムを開いたりとか、いろいろ活動をされていると思います。私もそのうちの幾つかのグループの方からお話を聞いて記事を書いたことがあります、やはり皆さんいい経験だったとおっしゃる方が多いのですが、もちろん裁判員ならではの重責みたいな、そういったこともお話として伺っています。

すみません、私が答えることではなかったかもしれないのですが、以上です。

太田座長 吉岡委員、お願いいたします。

吉岡委員 御紹介いただきましてありがとうございます。

裁判員制度を導入されてから大分たっていますけれども、経験された方が多数になってきています。この裁判員経験者の声をどういうふうに生かしていくかということ自体については、例えば、法曹三者との関係でも、実際の事件でどういうふうに審理をすると分かりやすかったのかという意味で御意見を聞くこともありますし、意見交換会自体は各裁判所で実施していて、ウェブサイトで公表していたりもします。

それ以外でも経験者の中で関心をお持ちの方で、自主的に活動されている方がいらっしゃるというのは今御紹介いただいたとおりかと思います。ある意味、広く認知されるようにはなってきたんですけども、誰もが周りで裁判員経験者の方に接触できる状況では多分ないんだと思いますので、定着に向けては経験者の声が重要なのかなとは思っていて、うまくいろんなところに活用といいますか、取り込んでいきたいというふうには考えております。

太田座長 どうもありがとうございます。

私の方でも個人的に関与しているものがあります。例えば、専修大学の飯考行教授が主催されている「裁判ラウンジ」とか、フェアネス法律事務所の牧野茂弁護士などが中心の「裁判員経験者ネットワーク」とか、幾つかの活動が活発になされているようです。

ほかに質問とかコメントがございますでしょうか。

長戸委員、どうぞ。

長戸委員 産経新聞の長戸です。

司法書士開催のこの法教育の実施状況の報告で、感想を一言言わせていただきます。

こちらに児童養護施設での何というか法教育が行われたというのがありまして、前に日弁連さんが少年院とかそういった刑事施設で法教育を実施されたという報告がありまして、もちろん小中校、いわゆる普通の学校が法教育のメインであると思うんですけども、やはり児童養護施設のスタッフ、若しくは入所している人に、やっぱりそういう人に法律の力というか、法律の持つ意味が届くというのは非常に大事なことだなと思って、是非こういう活動は続けていっていただきたいと思いました。

以上です。

太田座長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

どうもありがとうございました。

では、引き続きまして、「こども・若者意見反映推進事業」における取組につきまして、事務局の方から御報告をお願いいたします。

江原司法法制部付 事務局の江原でございます。

「こども・若者意見反映推進事業」の取組について御報告いたします。

まず、資料４－１を御覧ください。

令和５年４月１日に施行されたこども基本法では、第１１条において、子供施策の策定等に当たって子供の意見の反映に係る措置を講じることを、国及び地方公共団体に義務づけています。これを受けて、こども家庭庁において令和５年度から開始された取組が、こども・若者意見反映推進事業、通称「こども若者★いけんぷらす」です。こども家庭庁を始め、各省庁が様々な方法で子供、若者から意見を聞き、子供や若者に関わる制度や政策をよりよくすることを目的としています。具体的な実施の流れは、こども家庭庁において、小学校１年生から２０代までの子供、若者をぷらすメンバーとして募集、登録し、各省庁が子供、若者から意見を聴取した上で、意見のまとめとして報告資料作成、公表します。その後、その意見を受け、各省庁の政策に反映した結果などをまとめたフィードバック資料を作成、公表するというものです。

司法法制部においては、令和６年２月１９日から３月４日までの期間で、日常生活における法的なものの考え方との関わりというテーマで、法教育についての意見を募集しました。資料が２点ございます。資料４－２、「いけんひろば～日常生活における法的なものの考え方との関わり～」報告資料は、ぷらすメンバーから頂いた意見をまとめたものです。資料４－３がその意見に対する当部からのフィードバックになります。このフィードバック資料には、報告書の内容を含んでおりますので、以降は資料４－３のフィードバック資料に沿って説明をいたします。

まず、質問した内容につきまして、２ページ目の目次を御覧ください。

２、意見の活用についてに記載されています四つのテーマ、法教育の経験について、法やルールへの意識について、法を楽しく学ぶために、法教育を知ってもらうためにについて質問をしました。

スライドの４枚目を御覧ください。

法教育の経験について、約６割の方が学んだことがあると回答し、学んだことのある方のうちの９割弱の方が学校の授業で学んだと回答しています。

次に、スライドの５枚目から８枚目までは、どのような状況で法やルールを意識したかを質問したもので、学校はもちろん、アルバイトや買物、交通ルールなど、日常的に子供、若者が法を意識していることが分かります。

そして、スライド９枚目以降が、法を楽しく学ぶために、法教育を知ってもらうためにといったテーマに関する質問です。法教育について楽しく学ぶためのアイデアを聞いたところ、模擬裁判や実際に法律を立案する体験、学ぶ対象者の理解度に合わせて身近なものから学ぶなどといった意見がありました。また、法教育を知ってもらうための具体的な方法を聞いたところ、学校で配られたタブレット端末で見られるようにする、SNSで情報発信をする際にクイズ形式などして興味を持ってもらうなどといった意見がありました。頂いた意見の活用結果や今後の取組につきましては、資料４－３の「いただいた意見の活用」欄に記載しております。

事務局からの報告は以上です。

太田座長 どうもありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、御質問や御意見のある方は、挙手でお知らせいただくようお願いいたします。

よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

では、二つ目の議題に進ませていただきます。

その前に、斎藤委員、お願いいたします。すみません、見落としておりました。

斎藤委員 失礼しました。私も直前に言ってしまったので、大変失礼いたしました。

御報告どうもありがとうございました。こういう子供たちの意見を聞くということは、大体今まであるのは、学校を通じて聞くというようなケースが結構多かったです。学校で聞くということになりますと、私、東京都教育委員会におりますので、一般的には、例えば文部科学省から東京都教育委員会を介して、そしてその下の市町村の教育委員会から、そして学校にというような形で周知が図られるというのが一般的なケースです。恐らく先ほどの出前授業のような案内と誘導はこういった形で、学校の授業を通じてという形になるんじゃないかなと思っています。一方で、そうではなくて、広く、例えば公立の学校だけではなくて、広く子供たちから意見を聞くというときに、こういうこども家庭庁を通じて「こども若者★いけんぶらす」というような機会があるのは大変有り難いことですし、東京都においても、東京都のこどもホームページというのがありまして、その中で子供たちの意見を聞くような、そういった場所が設けられています。

やはりこう広く学校教育の延長ということではなくて、いろいろな意見を聞くときには、こういったところを、これはこども家庭庁に対する要望ということにはなりますけれども、是非こういうような仕組みがあるんだということを広く国民に周知をしていただいて、恐らくそうすることによって、より多くの子供たちの意見を聞くことができる、多分これをまだ知らない子供たちも非常に多いんじゃないかなというふうに思っていますので、私ども東京都もそういった周知を図っていきたいと思いますし、国の方におかれまして、こども家庭庁を中心にそういう周知を図っていただいて、より子供たちの意見を多く聞くような場面を作っていただけると大変有り難く思います。

以上でございます。

太田座長 どうもありがとうございます。

それに関連しますけれども、これは募集に応募した方々を登録した一種のモニター制度のようですけれども、何名ぐらいでしょうか、もし分かりましたらお願いします。

江原司法法制部付 回答させていただきます。総勢でどれぐらいいるかというのは分かりませんが、ホームページにおいて、この対象年齢であることと、それが疎明できることの2点だけを要件に広く登録できるようになっておりまして、今多分この瞬間も登録しようと思えば登録できる状態になっていますので、増えていっているんじゃないかなとは思っています。

太田座長 ありがとうございます。

疎明が必要ですか。

江原司法法制部付 一応年齢が分かるものを送りなさいというふうにはなっていました。

太田座長 なるほど。子どもたちの意見を聞くという点に関連してですけれども、例えば、フランスのパリ市ですと、パリ市の莫大な額の予算の使い方について、7歳以上ですから、小学生以上が提案できるそうですし、直接投票もできるという制度が現実動いているようです。こういう取組も日本でも検討の余地があるかなと感じております。パリ市の制度は私が直接見たわけではなくて、日本経済新聞の今年の9月24日の書評欄で紹介されています。

ももとの記事は、週刊東洋経済の今年の8月3日号に出ているフランスに在住の日本の政治学者の郡山幸雄教授の記事です。子どもを含む投票権者の範囲の広さと、マジョリティ・ジャッジメントという投票の仕方及びその集計の仕方が斬新で、非常に面白いなといいますが、日本では発想がまだなかったなと感じたものでした。是非これは何らかの形での導入なども検討していただけるといいと思う次第でございます。

ほかに質問、御意見等ございますでしょうか。

ありがとうございました。

では、二つ目の議題に進ませていただきます。

次の議題は、高校生向けデジタル教材企画検討部会の活動状況についてでございます。

それでは、事務局の方から御報告をお願いいたします。

江原司法法制部付 引き続き、事務局の江原から御報告させていただきます。

高校生向けデジタル教材企画検討部会の活動状況について、口頭で報告いたします。

今回から御参加いただく委員の方もいらっしゃいますので、まずは、部会の概要を簡単に説明させていただきます。

会議資料の5、高校生向けデジタル教材企画検討部会設置についてを御覧ください。

この部会は、高等学校用の冊子教材に対応する視聴覚教材が未作成であることや、G I G Aスクール構想に基づいて学校現場のI C T化が進む中で、これに対応した教材を提供する必要があることなどを踏まえまして、昨年3月の第50回協議会において部会の設置が決定され、昨年5月から活動を開始したものです。

資料別紙のとおり、部会委員として高等学校の教員、法学研究者、教育学研究者、法律実務家といった方々に御参画を頂き、既存の高校生向け冊子教材の内容を生かす形で、学校のI C T環境を最大限利用した教材形式の在り方やその内容などについて検討を行っていただいております。

昨年度における部会の成果としましては、教材の形式として、法教育ポータルと名付けてウェブサイト上で稼働させることとしたこと、また、題材については、既存の冊子教材のうち、ルールづくりの分野から合意形成を図ろう、どこに橋を作るべきか、司法と契約の分野から、桃太郎における桃太郎と猿との間の契約の題材をそれぞれ選定し、法教育ポータルで利用できる教材として完成させたことです。今年度の活動としましては、6月に第7回会議を開催し、今年度の活動方針について了解を得るとともに、今年度においても新たに教材を作成することを決定した上で、教材の題材について意見の交換や検討を行い、最終的に紛争解決、司法の分野の民事紛争解決①民事裁判、けがの責任をめぐってに決定いたしました。また、今年度実施する調査研究の方針についても、意見交換や検討を進めました。

今述べました調査研究の内容について、ここで簡単に御説明いたします。

この調査研究は、先ほど説明いたしました昨年度作成の教材や法教育ポータルについて、その学習効果や利便性等に関する学校現場の意見を幅広く収集し、その意見を踏まえて法教育ポータルの設計書や教員向けのマニュアルのブラッシュアップなどを行うことで、学校現場の要望をより適切に反映させ、法教育教材としてより実践的で活用しやすいものとするためのものです。具体的には、実際の学校の現場で調査用デモページを使用した授業を行っていただき、授業後に教員や生徒を対象としてアンケートを実施するなどして、その結果を報告書にまとめることとしています。

直近である8月の第8回会議において、今年度作成予定である民事裁判の題材に係る授業構成案について意見の交換や検討を行うと同時に、今述べました調査研究に係る調査内容を確定させました。また、調査研究で実施するアンケート内容についても、意見の交換や検討を進めました。現在は、8月初旬に契約をしました委託業者において選定を行った六つの高等学校で、調査研究に係る試行授業を順次実施中であります。また、実際の教材については、題材の映像コンテンツに係るいわゆる絵コンテなどを使用しました案を作成中です。

部会の活動状況に関する報告は以上です。

太田座長 どうもありがとうございます。

ただいまの御報告につきまして、御質問、御意見等がございます方は、挙手等でお示しくださいをお願いします。

野澤委員、どうぞ。

野澤委員 立教大学の野澤です。

この部会に携わっている者として、一言申し上げたいと思います。

これは、高校生向け冊子教材が基になっていて、この冊子教材自体も大変よくできてはいるのですが、私個人的には結構難しいなと、冊子教材、これを使うのは大変難易度が高いなというふうに従来思っていたんですけれども、当初はこの部会を立ち上げる前は、これが何か動くようになって、デジタル化してもう結構難しいんじゃないかなというふうに思っていたんですけれども、実際作ったものを見ましたら、委託業者とそれから法務省さん、一生懸命頑張ってください、すごく分かりやすいものになっています。自画自賛になって申し訳ないんですけれども、大変そのアニメーションもよくできていて、それで、冊子教材のストーリーは同じなんですけれども、内容的には大変よいものになっていると思います。

あと、今年また続きを作るわけなんですけれども、これはできると結構高校の授業なんかで使いやすいものになっているんじゃないかなというふうに思っています。

以上でございます。

太田座長 どうもありがとうございます。

ただいまの野澤委員の御報告も含めて、質問や御意見のある方は挙手でお願いいたします。

私の方から一つお尋ねします。2026年から司法試験もコンピューター入力化しますし、民事裁判のIT化も2026年には完了する予定になっているということです。デジタル教材においても、契約問題や民事紛争解決等が大分使われているとのことですが、民事裁判のIT化にも対応しているのでしょうか。分かりましたら、感想としてでもいいのですが教えてください。

江原司法法制部付 そうですね、現時点では、そこには対応はしておりません。

太田座長 分かりました。野澤委員、どうぞ。

野澤委員 すみません、野澤ですけれども、今高校生もそうです、大学生なんかもそうですけれども、やっぱり活字離れといいますか、余り皆さん書籍とかを持ちませんよね。みんなパソコンとかiPadで見ている方ばかりなので、そういう意味ではデジタル教材は大変いいんじゃないかなというふうに思っています。ただ、どこまで今後の今のAIとかそういうものに、将来的にどうなっていくのか、ちょっと分からないところがございすけれども、現時点では大変よいものではないかと思っています。

太田座長 どうもありがとうございます。

ほかにございませうでしだら…。

吉岡委員、お願いいたします。

吉岡委員 最高裁の吉岡です。

ちょっと前の議題の中で、最高裁でバーチャルツアーなどはないのかというお話を頂いて、ないとお答えしたんですけれども、すみません、最高裁のホームページの見学者向け見学傍聴案内のところに最高裁判所360度動画というものとか最高裁判所見学ツアーというものの、そのほかにも動画をアップしておりまして、そちらの方で最高裁の状況は体験いただけるという状況になっております。

それから、ホームページで各裁判所のものをアップしたりという例もありましたので、併せて御紹介をしておきます。

太田座長 どうもありがとうございます。大変助かります。

ほかにございますでしょうか。

では、ありがとうございます。

事務局におかれましては、本日委員の皆様から頂いた御意見等も踏まえ、部会の野澤座長の下、引き続き、適切に取組を進めていただくようお願い申し上げます。

本日予定しておりました議題は以上でございますが、ここで皆様から何か御意見、御質問、御提案等ございますでしょうか。あるいは、今までの御報告等について、更なる御質問等がございましたらお願いいたします。

大山委員、どうぞ。

大山委員 すみません、さっきの子供の意見を聞くというところで申し上げるべきだったかもしれないんですけれども、ちょっとこう、もうやられているのかもしれないんですけれども、学校現場にいて生徒の様子を見ていたり、法教育にもずっと携わってきて、僕も昔東京都教育庁指導部にいたものですから、法に関わる教育というのを立ち上げたときからずっと関わっていたということもあり、小・中学生向けの視聴覚教材を作る部会にもいたということもあって、そろそろ法教育の何か新しいアプローチが必要なんじゃないかなと思うので、ここでちょっと意見を述べさせていただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。ちょっと時間頂きますけれども。

もちろんいろいろな取組をされているということは重々承知の上で申し上げるんですけれども、法教育といった場合に、どうしても何かこう、法の世界に児童・生徒を引きずり込むというか、引っ張り込むというか、そういった法教育的なアプローチというのはあって、恐らく出前授業とかもそうだし、模擬裁判とかもそうだし、それから、裁判所の体験なんかもそうだと思うんですけれども、要するに、法の世界というのはこういう世界なので、これについて新しい知見を得ようとか、実際に知ろうみたいなことがあると思うんですけれども、しかも法教育といって逆にこっちから生徒の学校生活とか職業生活にアプローチしていくときというのは、人間関係上のトラブルの解決とか、それから、ルールづくりとか、そういったことが多いと思うんですけれども、やっぱり文科が言っている令和の日本型学校教育ということにも関わってくるのかもしれないかもしれませんけれども、やっぱり今子供たちにとって一番大切なのは、学習指導要領の中でも言われているように、本人のキャリアプランニングとかキャリア形成の中で外的な世界のいろいろなことが関わってきて、自己規制しなくちゃいけないかったり、自由な範囲とか世界があったりというようなところを認識していったキャリア形成、

キャリアプランニングしていくということがあると思うんですけども、法教育もだからある子供たちが生きていく中で、例えば、在り方、生き方を倫理的に考えていたりとか、それから、キャリア教育の分野になると思うんですけども、キャリア形成していく中で、自己管理をするのにどういう法的な方法があったり、法的な規制があるのかというのを、自分がいろいろなことを考えたり、社会の中で生きていくための解決策を構想したりするときの根拠になったりというところに、いろんな形で法が登場してくると思うんですけども、要するに何が言いたいかというと、法教育はもうちょっとう、子供たちが主体になって自己形成していくときのファシリテーターというか、ファシリテートするものとして法があるんだよというふうな、何とかそういう授業ができないかなということを、ずっと僕学校経営上構想しているんですけども、やっぱり法教育にしても金融経済教育にしても、いろんな何とか教育という社会的要請に従って学校が行う教育というのが、みんなうまく連携できているように見えて、やっぱりある意味これについては法だとか、これについては不動産だとか、これについては租税だとかという、いろいろなものが来て子供たちがいろんなところに興味を持ってくればいいんですけども、逆に混乱を来さないかなというところがあって、飽くまでも子供目線だったり、子供主体のところ、法がファシリテートしていく形で、法曹界の人や法に携わっている人たちが関わっていくようなキャリア教育であったりという学校教育だったり特別活動だったりということができないかなという構想を持っていて、もう既に行われているのかもしれないんですけども、やっぱり法教育もだからそういう何かアプローチが必要なかなというふうに思っています。

非常に支離滅裂な言い方で申し訳ありませんが、意見です。

太田座長 どうも貴重な御意見ありがとうございます。

江原司法法制部付 参考にさせていただきます。

太田座長 ほかに御意見等ございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本日の審議はこれで終了とさせていただきます。

本日も本当にどうもありがとうございました。皆様お疲れさまでございます。

—了—